

住 宅の増改築・リフォーム工事費の一部を補助します (仙北市住宅リフォーム促進事業)

【問合せ】建設課 都市計画係(西木庁舎) ☎(43)2295

- 申込期間 / 10月31日(水)まで
- 補助対象者・対象住宅 / 仙北市民(仙北市に転入予定者含む)で、申請者と同居家族すべてに市税や市諸収入に未納がない方
- ▼ 市内に建物があつて自らが居住する住宅
- 対象となる工事 / 補助対象工事費が50万円以上の市内の住宅と、付属する建物等の修繕・改修工事(屋根の葺き替えや融雪、車庫・物置の増築(建築確認要)、トイレ・浴室・台所等。ただし、事業用の建物、農作業小屋、倉庫等は除く)
- 施工業者 / 市内に事業所を有する法人または個人であること(下水道施設等への接続工事を含む)
- 申請に必要な書類 / 申請書
- ▼ 見積書 ▼ 契約書や請書の写し
- ▼ 工事前の全体と工事個所の写真
- ▼ 固定資産課税台帳の写し ▼ 申請者と同居者の市税等の完納を証する書類等
- ※ 詳しくは仙北市ホームページ (<http://www.city.semboku.akita.jp/egukitei/jisedai-teijyuhm/>)に掲載しているほか、地方創生・総合戦略室(田沢湖庁舎2階)、角館・西木各地域センターに設置しています。
- ※ 介護保険を利用して住宅改修を行う場合も対象になります。
- ※ 秋田県の住宅リフォーム推進事業と併用ができます。
- ※ 補助金の交付申請は、工事に着手する前をお願いします。

● 助成内容

タイプ	①一般		②空き家購入 (仙北市の空き家バンク登録物件に限る)		
	一般世帯	子育て世帯	仙北市 在住世帯 (子育て世帯)	市外からの 定住世帯 (一般世帯)	市外からの 定住世帯 (子育て世帯)
補助率	補助対象 工事費の 5% 限度額 10万円 (千円未満切り捨て)	補助対象 工事費の 10% 限度額 20万円 (千円未満切り捨て)	補助対象 工事費の 15% 限度額 30万円 (千円未満切り捨て)	補助対象 工事費の 15% 限度額 30万円 (千円未満切り捨て)	補助対象 工事費の 20% 限度額 40万円 (千円未満切り捨て)

子育て世帯	空き家購入	市外からの定住世帯
申請年度に18歳以下の子どもや高校に在学する子どもを扶養する世帯	平成28年4月1日以降に仙北市の空き家バンク登録物件を購入した方 (空き家バンク登録物件以外のリフォームは、①一般の補助率となります)	5年以上仙北市外に在住し、仙北市に引き続き5年以上住み続けることを目的に住民登録をしている世帯 (平成28年4月1日以降に転入された方。完了届提出時に仙北市に転入する方含む)

1 補助金の額

補助の種類	補助金額等	補助限度額
定住世帯	1世帯 40万円	
移住世帯	1世帯 60万円	
子育て加算	18歳以下の子どもや高校等に在学する子ども1人につき 10万円	1世帯 20万円
市内施工業者加算	市内施工業者が工事を行う場合 10万円	

市では、住宅を新築または建売住宅を取得される子育て世帯や45歳以下の夫婦の移住・定住を応援し①の補助金を交付します。

平成31年3月31日まで住宅取得予定の方は、②の提出書類等により申請書を提出してください。

提出書類は、仙北市ホームページ (<http://www.city.semboku.akita.jp/egukitei/jisedai-teijyuhm/>)に掲載しているほか、地方創生・総合戦略室(田沢湖庁舎2階)、角館・西木各地域センターに設置しています。

移 住・定住する子育て世帯を応援します (次世代定住支援事業補助金)

【問合せ】地方創生・総合戦略室(田沢湖庁舎) ☎(43)3315

2 提出書類等

提出書類	対象者	提出期限	添付書類
次世代定住支援事業補助金申請書	平成29年度に実施計画書を提出した方で、平成30年4月1日以前に工事着手または売買契約をし、平成30年度に登記登録完了予定の方	平成30年4月1日以降速やかに	▶ 市税に滞納がないことを証する書類 ▶ 世帯全員の戸籍の附票または世帯全員の住民票 ▶ 定住誓約書
	平成30年4月1日以降に工事着手または売買契約をし、平成30年度に登記登録完了予定の方	平成30年4月1日以降工事着手前	▶ 工事請負契約書または売買契約書の写し ▶ 工事内訳明細書の写し ▶ 工事概要がわかる図(位置図・配置図・平面図) ▶ 市税に滞納がないことを証する書類 ▶ 世帯全員の戸籍の附票または世帯全員の住民票 ▶ 定住誓約書

タクシーの利用券を 給付します

【問合せ】社会福祉課 (西木庁舎) ☎(43)2288

仙北市障がい者(児) タクシー利用券給付事業

- 在宅の障がい者等の外出支援を図るため、障がい者等が利用するタクシーの利用料金の一部として利用券を給付しており、平成30年度の申請は4月から次の窓口で申請できます。
- 対象になる方 / 次のいずれかに該当する方(施設入所者は除く)
 - ▼ 身体障害者手帳1級から3級をお持ちの方
 - ▼ 療育手帳Aをお持ちの方
 - ▼ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
 - ▼ 特定医療費(指定難病)受給者証の交付を受けている難病患者の方
 - 利用券について / 500円と1000円券で、最大1万5千円分が給付されます。申請月により交付枚数が異なり、年度内であれば自由に利用できます。
 - 申請窓口 / 社会福祉課(西木庁舎)、田沢湖・角館地域センター、各出張所
 - 必要なもの / 印鑑、障害者手帳または特定医療費(指定難病)受給者証



仙 北市期限付きパート 職員を募集します

【問合せ】保健課 (角館町中菅沢) ☎(55)1112

- 業務内容 / 健(検)診事業に係る世帯への配布物袋詰め作業
- 募集人員 / 8人
- 雇用期間 / 4月16日(月)～27日(金)(土日を除く10日間、9時～17時)
- 申込方法 / ハローワークからの紹介状と履歴書を健康管理センター(角館)に持参ください。
- 面接日 / 4月9日(月)午後予定
- 募集期限 / 4月6日(金)

平成30年度慰霊巡拝を 実施します

【問合せ】社会福祉課 (西木庁舎) ☎(43)2288

○ 秋田県福祉政策課 監査・援護班 ☎018(860)1318

厚生労働省では、旧主要戦域等で戦没者を慰霊するため、「遺族を対象とした慰霊巡拝を実施しています。平成30年度は次の地域で実施予定です。参加を希望される場合は右記までお問い合わせください。

● 実施地域 / 旧ソ連、中国、硫黄島、北ボルネオ、ピスマーク諸島、パラオ諸島、ミャンマー、フィリピン、東部ニューギニア

平成30年度の国民年金保険料額は、月額16,340円となりました。

平成30年度 国民年金保険料について

【問合せ】市民生活課 国民年金係(角館庁舎) ☎(43) 3316
大曲年金事務所 ☎0187(63) 2296

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用した納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・書面・面談により早期に納めていただくよう案内を行っています。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方(※)の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度がありますので、市民生活課 国民年金係または大曲年金事務所までご相談するようお願いいたします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主です。

国民年金保険料

学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ない

ため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

所得のめやす

118万円+(扶養親族等の数×8万円)

国民年金保険料

学生納付特例申請の継続について

学生納付特例制度により、平成29年度に保険料納付を猶予されている方で、平成30年度も引き続き在学予定の方に、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の国民年金保険料学生納付特例申請書を送付しています。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入し返送いただくことにより、平成30年度の申請ができます(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です)。ただし、在学している学校等に変更がある方については、このハガキで申請することはできませんので、通常の申請書に在学証明書等を添付して申請することになります。

空き家情報バンクに加入登録をしませんか

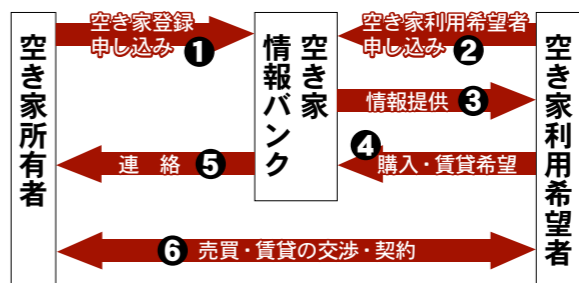
【問合せ】地方創生・総合戦略室
(田沢湖庁舎) ☎(43) 3315

「相談ください」

移住を希望する方、住む家を探している方、田舎暮らしをしたい方などのご要望にお応えできる空き家を探しています。まだ使える空き家をお持ちの方は、空き家情報バンクへご登録ください。また、空き家を探している方には、空き家情報バンクの利用登録をおすすめします。

空き家を有効活用するため賃貸や売買をご検討されている方、また空き家をお探しの方は、空き家バンク制度の加入登録をおすすめします。仙北市では、市内全域で空き家対策に取り組み、移住や定住を促進しています。

仙北市空き家情報バンクは、②事前に利用登録された方に③物件の詳細な情報をお知らせします。現地見学を希望される場合は、市役所職員が所有者と日程を調整し、現地をご案内します。④賃貸または売買を希望する場合は、⑥当事者間で交渉・契約をしていただきます。市役所は、契約の仲介は行いません。



空き家情報バンクに登録している空き家の売買が成立し、空き家情報バンクへ登録している所有者が家財道具等を処分する場合、処分費用の2分の1(上限10万円)を補助します。まずは空き家情報バンクへの登録をおすすめします。

空き家家財道具等整理補助金

新婚世帯にアパート代を補助します

【問合せ】地方創生・総合戦略室
(田沢湖庁舎) ☎(43) 3315

市内のアパート等に居住する新婚世帯に家賃の2分の1(月額上限額2万円)を申請の翌月から助成します。

●補助金の交付対象者/次のすべてに該当する夫婦

- ▶ 夫婦共に婚姻届出日において50歳以下であること
- ▶ 婚姻届出から3年以内であること
- ▶ 平成27年4月1日以降に賃貸住宅に入居し、住民登録していること

市長の「出前まちづくり懇談会」を始めます

【問合せ】総務課(田沢湖庁舎) ☎(43) 1111

今年度から「出前まちづくり懇談会」を始めます。市民の皆さまが日ごろ感じていること、ご意見やご提案を市長等が聞き取ります。行政課題の解決とまち育てを進める会にしたいと思えます。日程は皆さまのご要望にできるだけお応えします。たくさんのお申し込みをお待ちしています。

●内容/市や地域課題に関するご意見やご提案をお聞かせください。
●日程/皆さまのご要望をお聞きし調整します(土・日・祝祭日も可)。

●時間/市長の市政報告や皆さまとの意見交換で2時間以内。
●場所/懇談会に参加いただく皆さままでご準備ください(市役所等も可)。
●出席者/市長や副市長、教育長や各幹部職員(ご指名も可)。
●申込方法/総務課に電話で直接お申し込みいただくか、お申し込み受付票(市のホームページに掲載)をご利用ください。
●お申し込みは5人前後のグループからお受けします。

仙北市臨時職員(大型バス運転)を募集します

【問合せ】財政課(田沢湖庁舎) ☎(43) 1114

- 業務内容/仙北市の行事等の大型バス運転ほか(公用車・市有財産等維持管理補助)
 - 募集人数/1人
 - 募集要件/
 - ▶ 大型1種以上の運転免許証(大型バス運転経験者優遇)
 - ▶ 過去3年間無事故無違反のこと
 - ▶ 採用内定者には、無事故無違反証明書(3年)と健康診断書の提出が必要です。
 - 雇用予定期間/4月20日(金)〜9月30日(日)
- ※採用は面接および技能運転により選考します。雇用予定期間が変更になる場合がありますので、ご了承ください。

仙北市内のコンビニエンスストアにAEDを設置しています

【問合せ】総合防災課(田沢湖庁舎) ☎(43) 1115

- 先に発行されました広報せんぼく2月1日号で仙北市内のコンビニエンスストア7店舗に自動体外式除細動器(AED)を設置したことをお知らせしました。
- このたび、仙北市内のローソン6店舗にもAEDを追加設置し、AED設置店舗は市内に合わせ13店舗となり、救命措置に貸出できる器材整備を拡大しています。
- AED設置店舗(3月20日現在)
 - ▶ ファミリーマート角館岩瀬店 (角館町上菅沢57・1)《24時間営業》
 - ▶ ファミリーマート角館下新町店 (角館町下新町24・8)《24時間営業》
 - ▶ ファミリーマート角館川原町店 (角館町川原町28・1)《24時間営業》
 - ▶ ファミリーマート仙北西木西明寺店(西木町上荒井字中屋敷57・1)《24時間営業》
 - ▶ セブンイレブン角館武家屋敷店(角館町横町42・1)《24時間営業》
 - ▶ デイリーヤマザキ田沢湖高原店(田沢湖生保内字造道23・12)《営業時間5時〜22時》
 - ▶ デイリーヤマザキ神代店(田沢湖神代字堂ノ西149・1)《営業時間6時〜21時》
 - ローソン田沢湖造道店 (田沢湖生保内字町田154・4)《24時間営業》
 - ローソン田沢湖生保内店 (田沢湖生保内字野中154・1)《24時間営業》
 - ローソン田沢湖神代店 (田沢湖小松字二枚橋6・1)《24時間営業》
 - ローソン角館岩瀬店 (角館町下菅沢220・3)《24時間営業》
 - ローソン角館横町店 (角館町横町63・1)《24時間営業》
 - ローソン西木西明寺店 (西木町上荒井字新屋3・1)《24時間営業》
- ※コンビニエンスストアの店員の方の業務はAEDの貸出のみで、AEDを操作したり、現場へ出向いたりするものではありませんので、ご注意ください。



後期高齢者医療保険料の内訳

保険料額	=	均等割額	+	所得割額
		県内の加入者全員に等しく納めていただく金額です。		(所得×所得割率) 加入者本人の所得に応じて納めていただく金額です。

▶ 保険料率は変更ありません

平成 29 年度まで		平成 30 年度から	
均等割額	39,710円	均等割額	39,710円
所得割率	8.07%	所得割率	8.07%

▶ 均等割額の軽減措置

(軽減割合は変更ありませんが、5割軽減と2割軽減の対象が拡大されます)

世帯主と被保険者の総所得金額等が下記の基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額 H29年度まで	均等割額 H30年度から
基礎控除額(330,000円)	8.5割	5,956円	5,956円
被保険者全員の所得が0円(公的年金控除額は80万円として計算)	9割	3,971円	3,971円
基礎控除額(330,000円) +275,000円×被保険者の数	5割	19,855円	19,855円
基礎控除額(330,000円) +500,000円×被保険者の数	2割	31,768円	31,768円

参考(改正前) 5割軽減「基礎控除額(330,000円)+270,000円×世帯の被保険者の数」
2割軽減「基礎控除額(330,000円)+490,000円×世帯の被保険者の数」

▶ 賦課限度額が変更になりました

平成 29 年度まで	平成 30 年度から
57万円	62万円

▶ 会社の健康保険等の被扶養者であった方の保険料軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に、会社の健康保険等の被扶養者であった方は、均等割額が5割軽減され、所得割額の負担はありません(所得が少ない方については、9割または8.5割軽減となります)。

※国民健康保険と国民健康保険組合に加入されていた方は、軽減措置の対象になりません。

▶ 所得割額の軽減見直し

特例措置であった所得割額の軽減は、制度を将来にわたって持続可能なものにしていくため、平成30年度より廃止となります。これまで軽減のなかった方と同じく、負担能力に応じた本来のご負担をお願いします。

保険料率の算定について

2年ごとに改定される保険料率は「秋田県後期高齢者医療広域連合」が決定しています。市町村では、広域連合で決定した保険料率に基づき、保険料の通知や納付書を皆さまに送付しています。

今回の保険料率改定では、医療費の今後の伸びや、被保険者数の推移により算定しています。

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定されることになっています。平成30年度からの保険料率に変更はありませんが、賦課限度額、所得が一定以下の世帯の方に適用される保険料の均等割額軽減措置が変更となり、所得割額の軽減が廃止されます。改定後の保険料率に基づく保険料額は、7月中旬頃に皆さまに通知する予定です。

問合せ

秋田県後期高齢者医療広域連合
業務課 ☎ 018-853-7155
総務課 ☎ 018-838-0610

平成30・31年度の後期高齢者医療の保険料率について

コンビニ・ゆうちょ銀行・電子マネー収納が 始まります

【問合せ】収納推進課
(田沢湖庁舎) ☎ 43-1117

3月16日号でお知らせしたとおり、平成30年4月以降に発行される納付書は、全国のコンビニエンスストア(コンビニ)、ゆうちょ銀行(東北6県内)、一部の電子マネーで納付できるようになります。(利用可能なコンビニチェーンなどは納付書裏面に記載しています)

●コンビニ・ゆうちょ銀行・電子マネーで納めることができる科目

▶市税(市県民税《普通徴収》、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税《普通徴収》)、後期高齢者医療保険料《普通徴収》
▶保育料・預かり保育料 ▶市営住宅・駐車場使用料 ▶上下水道料金・温泉供給料金 ▶施設などの使用料 ▶墓地管理などの手数料 ▶ふるさと納税などの寄附金 ▶土地などの賃貸料 ▶物品などの売払金 ▶育英奨学資金などの借入金

※納付書にコンビニ納付用バーコードが印字されていないものは、コンビニ・電子マネー納付を、㊤マークが印字されていないものはゆうちょ銀行での納付を行うことができません。

●コンビニ・ゆうちょ銀行・電子マネーで納めることができない納付書

▶コンビニ納付用バーコードが印字されていないもの(※ゆうちょ銀行は可) ▶納期限・取扱期限を過ぎているもの ▶破損、汚損等によりバーコードの読み取りができないもの ▶金額が訂正されているもの

※該当するものは、金融機関で納めてください。

※納付書の内容に関することは納付書の発行元の部署にお問い合わせください。

春の「春」クリーンアップ

4月15日(日) 午前6時～

各地区・各町内会の皆さまのご協力をお願いします。

場所
自宅周り、地区や町内の会館周り、沿道、側溝、桧木内川堤(角館地区)など。

集め方
「燃えるごみ」と「燃えないごみ」を別々のごみ袋に集め、地区・町内のごみ集積所に出してください。
使用する袋は市指定のごみ袋のほか、スーパーのレジ袋でも結構ですが、使用する袋には必ず「クリーンアップ(〇〇町内)」と大きく書いてください(未記入のものは回収しません)。ただし、肥料袋は使用しないでください。

回収方法
次の日から通常のごみ収集とあわせて随時行います。
(ごみの収集曜日の関係で、「燃えないごみ」の回収が遅くなる地区もありますがご了承願います)

※平日の8:30～16:30までであれば「燃えるごみ」は環境保全センター、「燃えないごみ」は各一般廃棄物最終処分場へ直接搬入しても結構です。その際は、必ずクリーンアップのごみとお伝えください。
※残雪等の影響により、当日、実施できない場合は、地区の事情に合わせて実施していただいても結構ですが、必ずご連絡をお願いします。
※家電や粗大ごみを発見した場合はご連絡をお願いします。
※作業中の事故には十分ご注意ください。

【問合せ】環境保全センター(角館町菌田) ☎ 54-3305